

新しい法律のご案内

LINE UP

- 宗教団体による献金の勧誘に関する
最高裁判例が出ました ……1頁
- 「空き家」を所有するときの法的問題 ……2頁
- 労働時間についての裁判例 ……3頁
- 事務局だより ……4頁



宗教団体による献金の勧誘に関する 最高裁判例が出ました



弁護士 高江 俊名

1. 1億円を超える献金の返還訴訟

宗教団体に1億円を超える献金を行った高齢の女性が、献金は信者らの違法な勧誘によって行われたと主張し、献金の返還を求めて訴訟を起こしました。

この訴訟で、最高裁判所は、令和6年7月11日、献金の返還請求を認めなかった高等裁判所の判断を破棄し、審理を差し戻す判決を言い渡しました。

今回は、この最高裁判決を紹介したいと思います。

2. 本件の事実関係

原告のAさんは、昭和4年生まれ的女性で、昭和28年に婚姻し、3人の娘をもうけましたが、Aさんには、妹が11才で早世する、夫の母が自殺する、二女が離婚する、夫が重病にかかり入退院を繰り返すなどの不幸な出来事がありました。Aさんは、被告の宗教団体Bの信者であった三女の紹介で、平成17年以降、Bの教会等でBの教理を学ぶようになりました。その教理の内容は、病気、事故、離婚等の様々な問題の多くは怨恨を持つ霊によって引き起こされており、そのような霊の影響から脱して幸せに暮らすためには献金をして地獄にいる先祖を解怨することなどが必要というものでした。Aさんは、Bの信者らによる勧誘を受けて、平成17年から平成21年までの間、Bに対し、十数回にわたって合計1億円余りの献金をしました。そして、平成27年11月、Aさんは、それまでにした献金について、返還を求める訴訟等を一切行わないとする念書をBに差し入れました。その後、Aさんは平成28年5月にアルツハイマー型認知症と診断され、平成29年3月に献金の返還を求める訴訟を提起しました。

3. 破棄差戻

この訴訟では、献金の勧誘の違法性ととも、Aさんが差し入れた念書の効力も問題になりました。

1審と2審の裁判所は、念書は無効であるとはいえないとし、また、Bの信者らによる献金の勧誘が違法であったとはいえないとして、献金の返還請求を棄却しました。

しかし、最高裁は、その判断を覆して2審の高裁判決を破棄し、審理を差し戻す判決を言い渡しました。

4. 念書は無効

最高裁は、念書は公序良俗に反するもので無効であると判断しました。その理由として挙げられているのは、以下のような点です。

- ・ Aは、念書を差し入れた当時、86才という高齢の単身者であり、その約半年後にはアルツハイマー型認知症と診断された。Aは、Bの教理を学び始めてから念書差入までの10年間、その教理に従い1億円を超える多額の献金を行い、多数回にわたって先祖を解怨する儀式等に参加するなど、Bの心理的影響の下にあった。そうすると、Aは、Bからの提案の利害得失を踏まえてその当否を冷静に判断することが困難な状態にあった。
- ・ 念書の内容は、Aがした1億円を超える多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に返還請求の訴えを一切提起しないというものであり、本件勧誘行為による損害の回復の手段を封ずる結果を招くもので、献金の額に照らせばAが被る不利益の程度は大きい。
- ・ 念書は、Aがこれを差し入れるかどうかを合理的に判断す

ることが困難な状態にあることを利用して、Aに一方向的に大きな不利益を与えるものであった。

5. 勧誘行為の違法性について

また、最高裁判決は、勧誘行為の違法性について、次のように判断を示しました。

「献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。」

最高裁判決は、上記のような判断枠組みを示した上で、本件の献金の態様は異例であり、その献金の額はAの将来にわたる

生活の維持に無視しがたい影響を及ぼすものであったことを指摘しました。

そして、本件では、多角的な観点から慎重な判断を要するだけの事情があるにもかかわらず、1審や2審の判決は、考慮すべき事情を考慮していないとして、破棄差戻の判決を下しました。

6. 本判決の意義

本件の1審・2審の判決は、Aさんが献金をした際に、Aさんの自由な意思決定が阻害されていたとは認められないと判断しました。

しかし、最高裁判決は、献金は宗教団体が一方的に利益を得るものであることや、寄附者が宗教団体から受けている心理的な影響は様々であることなどを指摘し、宗教団体が献金の勧誘を行うにあたっては、寄附者やその親族の生活の維持を困難にすることがないように、十分配慮することが求められていると述べて、寄附者の保護を重視する姿勢を示しました。

この最高裁判決には、宗教団体による献金の勧誘行為について、その違法性の判断のあり方が示されており、意義があるものと言えます。

「空き家」を所有するときの法的問題



弁護士 松 森 彬

1. 空き家の半分は相続した住宅

全国で空き家が増えています。総務省の2023年10月の調査によりますと、長期にわたって使われていない放置空き家の数は385万戸で、20年間で1.8倍に増えたそうです。

空き家の半数は、親などから相続した住宅です。約7割が木造住宅です。空き家になっている理由は、①将来セカンドハウスとして使うという場合もありますが、多いのは、②家財などが残っている（整理ができていない）、③相続について意見がまとまらない、④売れない（あまり価値がない）、⑤そのままでは貸せない（リフォーム費用がかかる）、⑥建物を壊すのに解体費用がかかる、⑦更地にすると敷地の固定資産税が高くなる、などです。

しかし、空き家のままで放置しますと建物は傷んでいきます。老朽化した建物の場合には次のような問題が出てきます。

2. 「管理不全空き家」、「特定空き家」に認定される可能性

空き家は放置されますと、外壁が落ちたり屋根が飛んだりして近隣に迷惑をかけます。また、ねずみや害虫の発生、ゴミの散

乱、火災のおそれなど、衛生上や景観上の問題、治安の悪化などを招きます。

そこで、国は、2014年（平成16年）に「空家対策特別措置法」（空家法）を制定し、倒壊などの危険がある空き家を「特定空き家」に認定し、市区町村による指導や勧告ができることにしました。

しかし、倒壊のおそれがある特定空き家の段階になってからの対応には限界がありますので、空家法を2023年（令和5年）に改正して、窓や壁が破損していて管理が不十分な空き家を「管理不全空き家」と認定して、行政が指導、改善を促すことができるようにしました。

市区町村から管理不全空き家に認定されて勧告を受けると、特定空き家と同様に、敷地について固定資産税の軽減措置の適用がなくなり、固定資産税が高くなります。

3. 被害を与えると損害賠償責任

外壁や屋根瓦が剥落したりして、隣の建物や通行人などに被害を与えますと、空き家の所有者は、土地工作物責任（民法717条）又は不法行為責任（民法709条）により損害賠償をしなけれ

ばなりません。そこで、そのような危険性がある建物の場合は、少なくとも応急工事はしておくことが求められます。

4. 主な問題

(1) 売るとき

借地である場合は、売ることについて地主の同意が必要です。地主が承諾しなくても、建物の買い手が見つかるときは、裁判所に借地非訟の申請を申し立てて、裁判所の許可を得て建物を売却することができます。

(2) 貸すとき

建物が使えるときは、改修して賃貸することができます。期間を決めた定期借家契約にしますと、一定期間後に返してもらうことができます。

(3) 建物を取り壊すとき

解体費用はいちがいに言えませんが、神戸市の調査では平均170万円であったようです。アスベストがあるときは別に除去費用がかかります。大阪市を含め多くの地方自治体が補助金の制度を設けていますので、条件を充たせば、その利用が可能です。

ただ、更地にしますと敷地の固定資産税が高くなります。方

針を決めてから建物を解体するのがよいと思います。

5. できれば3年を目途に方針を

次のようなこともありますので、相続から3年以内を目処に方針をお決めになるのがよいと思います。すなわち、令和6年4月から相続登記は義務化され、相続から3年以内に相続登記をしなければならないことになりました。また、売却したときに一定の条件を充たせば譲渡所得から3000万円までが控除される特例措置がありますが、それも相続開始から3年を経過した年の12月末までです。

6. 地方自治体の相談窓口の利用

地方自治体は、空き家問題の相談窓口を設けています。不動産業者や建築士などの専門家を紹介してもらえることもあるようです。大阪市内の物件の場合は、補助金関係の相談は「大阪都市整備局」（電話06-6882-7053）、それ以外（売却や管理など）の相談は「大阪市立住まい情報センター」（電話06-6242-1177）がよいと思います。

労働時間についての裁判例



弁護士 柳本千恵

1. 「労働時間」とは

近年、未払残業代請求訴訟は増加傾向にあり、その理由は、インターネットによる情報収集が容易になったことや、転職が一般化して退職労働者からの請求がされるようになったことにあるとされています。

残業代は労働時間数をもとに計算されることから、残業代請求においては、しばしば、当該活動時間が労働時間にあたるかどうか（労働時間性）が問題になります。

裁判所は、労働時間を「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」と定義したうえで、具体的事案に即して労働時間性を判断しています。

以下では、労働時間性が問題になった裁判例をご紹介します。

2. 労働時間性に関する裁判例

(1) トラック運転手の待機時間

ア【平成26年4月24日横浜地裁相模原支部判決】

午後1時頃に1回目の配送を終えて工場に戻り、概ね午後2時半頃に2回目の配送伝票が出るまでの間、工場内の部屋での待機時間の労働時間性について

《裁判所の判断》 該当

2回目の伝票が出てくる時間は必ずしも特定されておらず、担当者から伝票を渡されたら、直ちに伝票を持って出荷場に移動しなければならないこと等から、待機時間は使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、その待機時間中にトイレに行ったり、コンビニエンス・ストアに買い物に行くなどしてトラックを離れる時間があつたとしても、休憩時間であると評価するのは相当ではなく、労働時間に該当する。イ【平成18年6月15日大阪地裁判決】

長距離運転手に関して、午後0時前に往路の配送作業が終わった後、午後6時頃に復路の仕事に入るまでの待機時間の労働時間性について

《裁判所の判断》 非該当

待機時間において、運転手は、自由に過ごすことができ、その間、食事の際には飲酒もすることもできるし、パチンコをすることもあり、突然仕事の指示があつても、これに応じるか応じないかは運転手が判断することが許されていたものであり、労働時間には該当しない。

(2) 就業時間前後の更衣時間、移動時間

【平成12年3月9日最高裁判決（三菱重工事件）】

①終業時間前後の作業服及び保護具等の着脱時間、②更衣

所から作業場への移動時間の労働時間性について

《裁判所の判断》 いずれも該当

就業規則において、始業に間に合うように更衣等を完了して作業場に到着し、終業後に更衣等を行うものと定められており、また、勤怠は更衣を済ませ始業時に作業場にいるか否かを基準として判断されることからすると、①及び②の時間は使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、労働時間に該当する。

(3) 不活動仮眠時間

【平成14年2月28日最高裁判決】

24時間勤務でピルの警備・設備運転保全業務を行う労働者の仮眠室での8時間の仮眠時間の労働時間性について

《裁判所の判断》 該当

警報が鳴った場合は設備の補修等の作業に就くことを要する点で労働からの解放がなく、使用者の指揮監督下にある労働時間と解すべきものとされる。

※令和5年4月14日東京地裁判決も、同様の判断をして、オ

フィスマンシヨントワーの当直設備員の仮眠時間について、労働時間性を認めた。

(4) 企業の行事、研修活動

【昭和58年2月14日大阪地裁判決】

①毎週土曜日1～2時間の趣味の会活動、②研修会等の労働時間性について

《裁判所の判断》 ①は非該当、②は該当

①について…参加するかどうかは従業員の自由に委ねられており、参加していない者もあったこと、会社において出欠をとることはなく、欠席したことを理由に不利益を課せられるようなこともなかったことからすると、労働時間には該当しない。

②について…会社の業務として研修会が開かれており、労働時間に該当する。

※なお、就業時間外の職業訓練について、労働省（当時）からの通知では、「就業規則上の制裁等の不利益取扱による出席の強制がなく自由参加のもの」であれば労働時間には当たらないとされている（平11・3・31基発第168号）。



事務局だより

✉ 青春18切符とフェリー

大浜 愛子

今年のお盆休みに、事務局の田村さんと滋賀県長浜まで日帰り旅行しました。初めてJRの「青春18切符」を使いました。田村さんはこの切符を使った旅を何度もされているそうです。ご存じのとおり、この切符は特急が使えません。時間に余裕があり、時刻表を駆使できる人が楽しめるお得な切符です。私たちは大阪駅発の新快速米原行きに乗り、米原で北陸本線敦賀行きに乗り換えて、長浜に到着しました。長浜は大阪と比べると幾分か涼しく感じられました。長浜港から竹生島行きのフェリーに乗りました。乗船中、琵琶湖の波は穏やかで、水鳥を観察し、そして船内では琵琶湖周航の歌が流れていてロマンチックで快適でした。帰りは、長浜発の新快速に乗りましたので運良く座ることができました。朝早く大阪を出発し、1日歩きまわり疲れていたため、2人とも大阪駅の近くまで爆睡でした。時間の有効活用と時刻表の駆使をした今回の旅行、新鮮で楽しかったです。

（お昼ご飯は肉ですが、近江牛です……⇒）

✉ 竹生島と長浜

田村まゆか

こうして竹生島に着きました。私は2度目の竹生島となり大浜さんの案内係です。日本三弁財天の一つに数えられる宝蔵寺をめぐって階段を黙々と上がり、国宝に指定されている「唐門」や重要文化財の「観音堂」を見て回りました。名物の土器（かわらけ）投げも2人してやりました。かわらけに願い事を書き湖面に浮かぶ宮崎鳥居をくぐれば願いが成就するというもの。チャンスは2回。大浜さんはちゃんと成就します。私は撃沈。竹生島の後は、長浜の街の観光タイムです。ここはまだインバウンドにはバテてないのでホッとしました。お腹がすいたので琵琶湖魚をいただける郷土料理住茂登（すみもと）というお店でランチをしました。モロコヤフナ寿司などこれぞ琵琶湖魚！でも、大浜さんはなぜか肉料理の方を選択（なんでやねん!?!）。ランチの後は商店街を散策。でも、どのお店も閉まるのが早く夕方5時には閉店。後で買おうとしていたブルーベリーも買えませんでした。商売気はゼロやなあ〜と思いながら帰路につきました。


あ と が き

事務所ニュースの秋号をお送りさせていただきます。

今回は、「宗教団体による献金の勧誘に関する最高裁判例が出ました」、「『空き家』を所有するときの法的問題」、「労働時間についての裁判例」「事務局だより」を掲載しています。

2024年（令和6年）10月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階
電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/> 西天満総合法律事務所  (ホームページには地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江 俊名 弁護士 松森 彬 弁護士 柳本 千恵